

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)255	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	貸金	原審事件番号	昭和 51(ネ)313
裁判年月日	昭和 53 年 7 月 17 日	原審裁判年月日	昭和 52 年 10 月 18 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	集民 第 124 号 407 頁		

判示事項	対立する債権につき相殺計算をする場合の債権額確定の基準時
裁判要旨	相殺の計算をするにあつては、民法五〇六条の規定に則り、双方の債権が相殺適状となつた時期を標準として双方の債権額を定め、その対当額において差引計算をすべきである。

全 文	
主 文	<p>原判決中上告人敗訴部分を破棄する。 右部分につき本件を仙台高等裁判所に差し戻す。</p>
理 由	<p>上告人の上告理由一及び三について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。</p> <p>同二について 原審は、上告人の主張にかかる相殺の抗弁を判断するにあたり、上告人は、昭和四三年一月に被上告人が a 町から請負つた a 町 b 地区の農業用水路の災害復旧工事に従事して、土木関係については事実上指揮をする立場にあつたところ、工事現場にある古い橋台を取り除く作業をするについてその費用として、原判示のとおり石屋職人賃金一萬五〇〇〇円、ブルドーザー使用料八万円、ワイヤー購入代六万五〇〇〇円、人夫賃一万円合計二八万円の支出を余儀なくされたが、右費用は被上告人において負担すべきものであり、したがつて、上告人は被上告人に対し二八万円の債権を有すること及び上告人によつて昭和四七年九月五日に右二八万円の債権を自働債権とし、被上告人の本件貸金債権を受働債権とする相殺の意思表示がされたことを確定したうえ、同日現在における被上告人の本件貸金債権の額は、残元本が三六万一千八百二十五円、遅延損害金が昭和四四年六月一日から同四七年九月五日までの分として二万一千六百六円合計五十七万二千九百九十一円であるとし、これと上告人の被上告人に対する債権二八万円とが対当額において相殺されるものと解し、その結果、被上告人の本件貸金債権の残額は二九万二千九百九十一円となる旨の判断を示している。</p> <p>しかしながら、民法五〇六条二項の規定によれば、相殺の意思表示は双方の債務が互いに相殺をするに適するに至つた時点に遡つて効力を生ずるものとされているから、相殺の計算をするにあつては、双方の債権につき弁済期が到来し、相殺適状となつた時期を標準として双方の債権額を定め、その対当額において差引計算をすべきものである。したがつて、原審としては、相対立する上告人の債権と被上告人の債権とが何時相殺適状となつたかを確定し、その</p>

時点における債権の額を定めて対当額による差引計算をしなければならない筋合であつたのである。しかるに原審は、漫然と相殺の意思表示がされた時点における双方の債権額を計算したうえ差引計算をして上告人の残債権額を算出しているのであつて、右は相殺の効力に関する規定の適用を誤つたものというべく、損害金の算定の違法をいう論旨は結局理由があり、右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決中上告人の敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件においては前示の相殺適状を生じた時期につきなお審理を尽くさせる必要があるから、右破棄部分につき本件を原審に差戻すこととする。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官の全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 吉田豊 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 本林讓 裁判官 栗本一)

---

※参考：判例時報 912 号 61 頁、金融商事判例 558 号 31 頁